



医 指 第 3 号

昭和 53 年 5 月 2 日

各都道府県衛生主管部(局)長 聞

厚生省医務局指導助成課長

自治体病院におけるスモン患者の診療について

スモン患者の診療については、今般、別添内かんの通り國立病院及び國立療養所において対処することとしたところであるが、貴職におかれても、現状を十分御質疑の上、とくに自治体病院に入院を希望するスモン患者については、現有の病床を活用してその希望に応じることのできるよう格段のご指導をお願いする。

なお、入院希望患者の紹介については、さしあたり別添内かんの取扱要領に準じて厚生省医務局企画課でとりあつかうこととしているのでご了知願いたい。

押送 時下益々御常様のこととお騒ぎ申し上げます、

さて、スモン訴訟の推移につきましては、すでに

新聞報道等で御承知のことと存じますが、今般、厚生省の難病対策の一環として從来国立病院が担当しておりましたが、新たに国立療養所においてもスモン

患者の診療を行こととなりました。

国立病院においては比較的短期の入院治療を必要とする患者の診療を、国立療養所においては、比較的長期にわたり入院治療を必要とする患者の診療を下記要領により行うこといたしましたので、各施設におかれましては、十分現状を御了識のうえ、誠意をもつて対応されまざよう、よろしく御協力お願い申し上げます。

なお、國立療養所においては、とりあえず現有の神經筋疾患病床を活用して受け入れることとし、今後、患者側の状況等が明確になら次第関係施設にては追つて連絡することいたします。

記

(取扱要領)

1. 患者団体は、患者個々から提出される国立病院及び国立療養所への入院希望をまとめて厚生省医務局企画課にて送付する。

2. 厚生省医務局企画課は、患者団体から送付された入院希望について関係医療機関に紹介する。

3. 紹介を受けた医療機関は、紹介された患者についてその結果を医務局企画課にて報告する。

昭和53年5月18日

医務局國立病院課長  
吉崎正義

医務局國立療養所課長  
北川定謙

各(國立病院・長)殿  
各(國立療養所・長)殿

敬 賦